遠距離通学等 による通学費支援

表面

令和８年４月から令和９年３月までの通学費

◎ 支援内容

通学定期券及び通学回数券の１ヶ月あたりの利用額（※1）が
15,000円（基準額）を超える場合に、
基準額を超えた部分を補助（※2）

※１　オキカに現金をチャージしてのバス・モノレール利用は対象外
※２　１００円未満切り捨て

◎ 対象者（①～③の全てに該当）

①所得要件を満たす方

（※３）両親（片方のみ就業）、高校生、中学生の
４人世帯のケースで世帯年収目安５９０万円まで

次の計算式で算出される額が１５４,５００円未満（※３）

【計算式】

令和８年度の市町村民税の課税標準額×６％－市町村民税の調整控除額

※親権者が２名の場合は、それぞれ上記の計算を行い合算する

②通学定期券（バス・モノレール）及び通学回数券の １ヶ月あたりの利用額が１５,０００円を超える方

③他の通学費支援（※４）を受けていない 高校生、県立中学生、私立中学生（※５）

※４ 県から通学費無料化のオキカが交付されている世帯など
※５ 私立の中高は総務私学課（098-866-2074）へ

◎ 申請について

電子申請サービス から申請

右のQRコードを読み込み、
沖縄県電子申請サービスで申請してください。
※まずは交付申請から行ってください。
※工業高等専門学校は、電子申請不可のため、紙書類での提出をお願いします。

沖縄県電子申請サービス
（交付申請）

申請期間：令和８年７月13日から令和８年12月末まで

※紙書類での提出を希望する場合は、学校事務室に提出してください。

※申請時には、請求する通学定期券・通学回数券の領収書、
高速バス回数券の表紙が必要です。捨てずに保管しておいてください。

【お問い合わせ】教育支援課（専用ダイアル）098-866-2116

遠距離通学等による通学費支援

裏面

◎ 手続きのながれ(2つ行う必要があります。)

【申請者】

01 交付申請

02 請求申請

対象の要件を満たす場合、それらを確認できる書類等をご準備の上、申請を行う。（※１）

※１　月の通学費が15,000円を超えるかどうかを確認することが目的のため、１か月にかかる通学定期券等の領収書の写しを添付すること。（複数月の領収書は不要。）

01で交付決定がなされた申請者は、R8.4月～R9.3月までに購入した定期券等の領収書をご準備の上、補助金を請求する。（年に２回）（※２）

※２　年度末にまとめて請求も可

申請後のながれと考え方

01 交付申請に対し、県教育支援課にて審査を行い、要件を満たすと認めた場合、補助金の交付決定を行う。（紙で通知）

☞　資格を審査し、年間の交付額（予定）を通知。

02 補助金の交付対象となる経費（月15,000円を超える部分）の請求をうけて、最終的な補助金額（交付額）の確定を行う。

☞　補助額の請求。これに基づき、県は支出を行う。

【お問い合わせ】教育支援課（専用ダイアル）098-866-2116